

建設業における粉じんによる疾病の防止（特別教育用テキスト）コード No. 121101
 〈新旧対照表〉第 6 版 令和 8 年 4 月 16 日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。
 ※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第 5 版 令和 6 年 11 月 29 日 No. 121101	(新版) 第 6 版 令和 8 年 4 月 16 日 No. 121101
[表記・用語の統一 (例：職場→事業所など)]	
※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」は行っていません。	

(旧版) 第 5 版 令和 6 年 11 月 29 日 No. 121101			(新版) 第 6 版 令和 8 年 4 月 16 日 No. 121101																																																														
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容																																																												
2	7 行目	…ですから、…	2	7 行目	…そのため、…																																																												
図 1-1	図 1-1		図 1-1	図 1-1																																																													
8	下から 3 行目	写 1-2	8	下から 3 行目	写真 1-2																																																												
10	9 行目	…疾病(しっぺい)…	10	9 行目	… <u>疾病</u> …																																																												
29	下から 3 行目	…令和 3 年…	29	下から 3 行目	…令和 6 年…																																																												
下から 2 行目	下から 2 行目	…で 55 人となり…	下から 2 行目	下から 2 行目	…で 34 人となり…																																																												
下から 1 行目	下から 1 行目	…全産業の 42.3%…	下から 1 行目	下から 1 行目	…全産業の 41%…																																																												
表 3-1	表 3-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> <th>平成 31 年/令和元年</th> <th>令和 2 年</th> <th>令和 3 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>93</td> <td>92</td> <td>71</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>40</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>全産業</td> <td>263</td> <td>251</td> <td>210</td> <td>191</td> <td>165</td> <td>164</td> <td>127</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <small>資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」</small>	業種	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/令和元年	令和 2 年	令和 3 年	建設業	93	92	71	56	57	46	40	55	全産業	263	251	210	191	165	164	127	130	表 3-1	表 3-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> <th>平成 29 年</th> <th>平成 30 年</th> <th>平成 31 年/令和元年</th> <th>令和 2 年</th> <th>令和 3 年</th> <th>令和 4 年</th> <th>令和 5 年</th> <th>令和 6 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>92</td> <td>71</td> <td>56</td> <td>57</td> <td>46</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>48</td> <td>42</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>全産業</td> <td>251</td> <td>210</td> <td>191</td> <td>165</td> <td>164</td> <td>127</td> <td>130</td> <td>120</td> <td>97</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <small>資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」</small>	業種	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	建設業	92	71	56	57	46	40	55	48	42	34	全産業	251	210	191	165	164	127	130	120	97	83
業種	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/令和元年	令和 2 年	令和 3 年																																																									
建設業	93	92	71	56	57	46	40	55																																																									
全産業	263	251	210	191	165	164	127	130																																																									
業種	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年/令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年																																																							
建設業	92	71	56	57	46	40	55	48	42	34																																																							
全産業	251	210	191	165	164	127	130	120	97	83																																																							
30	4 行目	…とおり、 <u>今回の法令</u> …	30	4 行目	…とおり、法令…																																																												
9 行目	9 行目	…技能講習又は、 <u>金属</u> …	9 行目	9 行目	…技能講習又は金属…																																																												
32	8 行目	図 3-2	32	8 行目	図 3-2 参照																																																												
下から 1 行目	下から 1 行目	図 3-3	下から 1 行目	下から 1 行目	図 3-3 参照																																																												
33	3 行目	図 3-4	33	3 行目	図 3-4 参照																																																												
35	12 行目	…清掃および月 1 回…	35	12 行目	…清掃および月 1 回…																																																												
下から 5 行目	下から 5 行目	…第 6 条の 3 および…	下から 5 行目	下から 5 行目	…第 6 条の 3 及び…																																																												
37	7 行目	車両系機械	37	7 行目	車両系建設機械																																																												
9 行目	9 行目	車両系機械	9 行目	9 行目	車両系建設機械																																																												
写真 3-8	写真 3-8	車両系機械	写真 3-8	写真 3-8	車両系建設機械																																																												
39	表 4-1 下から 4 行目	…フィットテスト…	39	表 4-1 下から 4 行目	…フィットテスト…																																																												
44	下から 1 行目	…を行う。	44	下から 1 行目	…を行う。(写真はフィットチェッカーを使用)																																																												
46	下から 3 行目	…全体を、乾いた…	46	下から 3 行目	…全体を乾いた…																																																												
49	下から 5 行目	…注文者等仕事…	49	下から 5 行目	…注文者その他の仕事…																																																												
下から 4 行目	下から 4 行目	…施工方法、工期等について、安全で…	下から 4 行目	下から 4 行目	…施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で…																																																												
下から 4 行目	下から 4 行目	…遂行を <u>そこ</u> なうおそれのある条件を付さないように…	下から 4 行目	下から 4 行目	…遂行を <u>損</u> なうおそれのある条件を付さないように…																																																												

(旧版) 第 5 版 令和 6 年 11 月 29 日 No. 121101			(新版) 第 6 版 令和 8 年 4 月 16 日 No. 121101		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
50	下から 3 行目	労働者は、事業者が…	50	下から 3 行目	労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が…
51	下から 11 行目	…その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。	51	下から 10 行目	…その請負人（仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。 R. 8. 4. 1 施行
52	下から 3 行目	(右記を追加)	53	1 行目	4 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 R. 9. 4. 1 施行
53	9 行目	(右記を追加)	53	14 行目	2 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第 59 条第 4 項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。 R. 9. 4. 1 施行
	9 行目	<u>2</u> 厚生労働大臣は…		18 行目	<u>3</u> 厚生労働大臣は…
	11 行目	<u>3</u> (省略)		20 行目	<u>4</u> (省略)
63	3 行目	改正：令和 5 年 4 月 24 日厚生労働省令第 70 号	63	3 行目	改正：令和 8 年厚生労働省令第 3 号
66	下から 11 行目	…当該請負人が当該粉じん作業に従事する間…	66	下から 12 行目	…当該請負人に係る作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）が当該粉じん作業に従事する間…
67	7 行目	…当該請負人が当該粉じん作業に従事する間…	67	7 行目	…当該請負人に係る作業従事者が当該粉じん作業に従事する間…
	下から 11 行目	…当該請負人が当該粉じん作業に従事する間…		下から 10 行目	…当該請負人に係る作業従事者が当該粉じん作業に従事する間…
68	下から 5 行目	…従事した者は…	68	下から 4 行目	…従事した作業従事者は…